

議第一号

徳島県家庭教育支援条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十八年三月十四日

提出者 全議員

徳島県議会議長 川端正義殿

徳島県家庭教育支援条例

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。また、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。徳島県では、地域の自然の恵み、阿波踊りや人形浄瑠璃などに見られる伝統と文化の豊かさ及び人と人との絆の強さを生かし、家庭と地域社会が一体となつて子供の成長を支えてきた。

しかしながら、近年では、家族形態の多様化、少子化、地域とのつながりの希薄化など、家庭とそれを取り巻く環境が大きく変化し、家庭と子供が抱える問題の複雑化及び過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。そこで、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組を更に進め、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校、事業者、行政などが一体となつて家庭教育を支えていくことが必要となつてている。

ここに、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で支援する社会的気運を醸成することで、子供たちの健やかな成長に喜びを実感できる徳島県の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子供の健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のどれた発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の方で、子供を現に監護する者をいう。以下同じ。）が子供に対して行う教育をいう。

2 この条例において「子供」とは、おむね十八歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定ことども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

（基本理念）

第三条 家庭教育への支援は、保護者が子供の教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、県、市町村、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となつて取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項の規定により家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、様々な家庭の状況に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第五条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的助言その他必要な支援を行うものとする。（保護者等の役割）

第六条 保護者は、基本理念にのつとり、自らの果たす役割と責任を自覚し、子供の自主性を尊重し、愛情をもつて接し、子供の基本的な生活習慣の確立、自立心の育成及び自身の調和のとれた発達を図るとともに、自らも保護者として成長していくよう努めるものとする。

2 子供の祖父母は、基本理念にのつとり、家庭教育に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第七条 地域住民は、基本理念にのつとり、保護者及び学校等と連携して、先人が創造し、守り続けた地域の歴史、伝統、文化、行事等を伝えることを通じ、子供の健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのつとり、保護者と連携して、家庭教育を支援するための取組を行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのつとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう必要な就業環境の整備等に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等における取組の支援)

第九条 県は、学校等が、保護者と連携して、子供に基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成するための取組を行うことを支援するものとする。

(親としての学びの支援)

第十一条 県は、親としての学び（保護者が、子供の発達段階に応じて大切にすべき家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習方法の開発及びその普及を図るものとする。

る。

2 県は、市町村、地域活動団体その他の関係者が、親としての学びを支援する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

第十一條 県は、親になるための学び（子供が保護者の役割、子育ての意義その他将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）に関する学習方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(人材の養成等)

第十二条 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するものとする。

(保護者、学校等、地域住民等の連携した活動の促進)

第十三条 県は、保護者、学校等、地域住民その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進するものとする。

(相談体制の整備等)

第十四条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十五条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の重要性並びに家庭教育における保護者の果たす役割及び責任について、県民の理解を深め、意識を高める啓発を行うものとする。

(とくしま教育週間における事業の実施)

第十六条 県は、家庭教育についての関心と理解を深め、積極的に家庭教育を実践する意欲を高めるため、とくしま教育の日を定める条例（平成十六年徳島県条例第三十五号）

第三条に規定するとくしま教育週間を中心として、この条例の目的にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子供の健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十八年三月十四日

提出者

徳島県議会議長

川端正義殿

長黒臼重木島須岩嘉南岩喜岸北藤丸櫻
尾崎木清下田見丸見佐多本島田若本
哲春佳正一正博恒義宏泰勝元祐
見章夫之功人仁史之生弘思治也治二孝

吉高庄眞山原岡中来元寺川井岡西木杉
川井野貝西井田山代木井端川本沢南本
広美昌浩国理俊正章正正龍富貴征直
志穂彦司朗敬絵雄文生邇義二治朗美樹

**徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例**

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年
徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第二項中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・
五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一
日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十七年十二月一日から適
用する。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例の規定に基づいて平成二十七年十二月一日からこの条例の施行の日の前日まで
の間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末
手当の内払とみなす。

提案理由

国會議員の期末手当が改定されたこと等に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当につ
いても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第3号

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年3月14日

提出者 総務委員長 岸本泰治

徳島県議会議長 川端正義殿

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

消費税においては、社会保険診療等は非課税取引とされていることから、医療機関等は、仕入れに対して支払った消費税を控除することができず、医療機関等の負担となっているため、その仕入れにかかった消費税相当額分については、診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっている。

しかしながら、関係者の中には、この仕組みは、消費税上乗せ分の補てんが不十分であることや、個々の医療機関等の仕入構成の違いに対応できないという問題を抱えており、とりわけ多額の設備投資などをしている医療機関等の消費税負担が深刻となっていること、また、非課税といいながら、社会保険料や窓口負担により、患者・国民が消費税分を、目に見えないかたちで負担しているとの意見もあるところである。

国では、今後、医療に係る消費税等の税制のあり方について、実態の正確な把握を行うとともに、税制上の措置については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得ることとされているところである。

よって、国においては、関係者の意見を十分に踏まえ、国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせることなく、公平性、透明性を確保しつつ、医療等に係る消費税問題の抜本的解決が図られるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

協力要望先

県選出国會議員

議第4号

徳島自動車道の早期4車線化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年3月14日

提出者 県土整備委員長 井川龍二
広域交流対策委員長 喜多宏思

徳島県議会議長 川端正義殿

徳島自動車道の早期4車線化を求める意見書

・徳島自動車道は、差し当たり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成する、いわゆる「暫定2車線」方式が採用され、高速自動車国道として整備が進められてきたところであり、全線の約8割が対面通行となっている。

このため、夜間の維持修繕工事をはじめ、正面衝突による死傷事故や大雨・大雪による異常気象等により、全国の高速道路と比べ、長時間に及ぶ通行止め区間が多数存在し、利用者の安全性や快適性、大規模災害時の対応といった点からも、一定のサービスレベルが確保されていない状況である。

一方、社会资本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申において、暫定2車線区間の状態を長期間継続すべきではないとされており、これを踏まえ、4車線化等については、第三者委員会での議論等の透明性の確保策を前提としつつ、交通量の増大等を勘案して機動的に対応することが可能となるよう、高速自動車国道の整備計画の変更等に係る手続の見直しがなされたところである。

また、会計検査院の平成26年度決算検査報告においても、現況交通量、将来交通量、交通事故の状況等を踏まえ、効果的な追越車線の設置等、高規格幹線道路の暫定2車線道路の整備及び管理状況に関する所見が述べられている。

こうした中、昨年3月、徳島自動車道の鳴門ジャンクションから徳島インターチェンジまでの間が開通し、全国の高速道路ネットワークと結ばれ、平成31年度には、徳島東インターチェンジが完成することにより、徳島小松島港の沖洲（外）地区とともに、陸・海の交通結節点を形成し、貨物輸送能力が1.7倍に大型化されたオーシャン東九フェリーの就航と相まって、四国のみならず、九州・京阪神・東京方面へと、人流・物流がより一層増大することから、その受皿となる徳島自動車道の機能強化を早急に図る必要がある。

よって、国においては、次の事項について、特段の措置が講じられるよう強く要請する。

- 1 徳島自動車道の4車線化を早期に図ること。
- 2 一定のサービスレベルを確保すべき区間については、早急に車線数を増加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

協力要望先

県選出国會議員

議第 5 号

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

平成 28 年 3 月 14 日

提 出 者

樺	本	孝	杉	樹
丸	若	二	木	美
藤	田	治	西	朗
北	島	也	岡	治
岸	本	治	井	二
喜	多	思	寺	義
岩	佐	弘	元	達
南	見	生	勝	也
嘉	丸	史	泰	也
岩	見	仁	宏	也
須	田	絵	義	也
岡	井	敬	恒	也
原	西	朗	博	也
山	貝	司	正	也
眞	野	彥	一	也
庄	井	穂	理	也
高	田	子	国	也
達	尾	見	浩	也
長		丸	昌	也

徳島県議会議長 川 端 正 義 殿

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

北朝鮮による核実験と人工衛星の打上げと称する弾道ミサイルの発射が強行された。

これらの度重なる暴挙は、北東アジア地域と国際社会の平和と安全を著しく損なう挑発行為であり、断じて容認することはできない。

政府は今回、新たな制裁措置として、再入国禁止の対象を核・ミサイル技術者に拡大したほか、全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止などの日本独自の制裁措置を決定したところ、北朝鮮はストックホルム合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者らに関する再調査の全面的な中止と特別調査委員会の解体を表明した。

これまででも北朝鮮は調査報告を全く実行してこなかったが、今こそ政府はあらゆる方策を講じて拉致被害者全員の帰国を実現させなければならない。また、日本独自の制裁措置を具体的な成果につなげよう、厳しい態度をもって実行に移さなければならない。

よって、国においては、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、更なる強い制裁を含むあらゆる手段を講じて、日本人拉致問題の完全解決に全力を尽くして取り組まれるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

内閣官房長官

拉致問題担当大臣

協力要望先

県選出国會議員